アルゼンチン産グレープフルーツ、スウィートオレンジ(バレンシア種、サルスティアーナ種、ラネラーテ種及びワシントンネーブル種のものに限る。)、レモン、エレンデール、クレメンティン、ノバ及びマーコットの生果実に関する植物検疫実施細則(平成15年4月25日付け14生産第10776号生産局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改

正

後

1 検査及び消毒の確認

(1)低温処理施設において消毒が行われる場合 ア「略〕

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、アルゼンチン植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) 「略]

- (イ)検査の結果、検疫有害動植物、特に<u>チチュウカイミバエ及びミナミアメリカミバエ(以下「ミバエ類」という。)</u>がなかったことを確認すること。
- (ウ) (ア) 及び(イ) の確認の結果、<u>ミバエ類</u>が発見された ときには、<u>ミバエ類</u>が付着した原因について、アルゼンチ ン植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するま では、以後の消毒の確認を行わないこと。
- (2)低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、アルゼンチン植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) [略]

(イ)検査の結果、検疫有害動植物、特に<u>ミバエ類</u>がなかった ことを確認すること。

(ウ) [略]

イ・ウ [略]

(3) [略]

- 6 輸入検査
- (1)~(3)[略]
- (4) 植物防疫官は、<u>ミバエ類</u>が発見された場合には、次の措置を 講ずるものとする。

1 検査及び消毒の確認

(1)低温処理施設において消毒が行われる場合ア「略]

現

イ 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、アルゼンチン植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

行

(ア) 「略]

- (イ)検査の結果、検疫有害動植物、特に<u>チチュウカイミバエ</u>がなかったことを確認すること。
- (ウ) (ア) 及び(イ) の確認の結果、<u>チチュウカイミバエ</u>が発見されたときには、<u>チチュウカイミバエ</u>が付着した原因について、アルゼンチン植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の消毒の確認を行わないこと。
- (2) 低温処理船舶又は低温処理コンテナーにおいて消毒が行われる場合

ア 検査の実施の確認

植物防疫官は、告示6の(1)の検査の実施の確認について、次により、原則として、アルゼンチン植物防疫機関が行う検査に立ち会い、行うものとする。

(ア) [略]

(イ)検査の結果、検疫有害動植物、特に<u>チチュウカイミバエ</u>がなかったことを確認すること。

(ウ) 「略]

イ・ウ「略〕

(3) [略]

- 6 輸入検査
- (1)~(3)[略]
- (4) 植物防疫官は、<u>チチュウカイミバエ</u>が発見された場合には、 次の措置を講ずるものとする。

- ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、<u>ミバエ類</u>が 発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
- イ <u>ミバエ類</u>が付着した原因について、アルゼンチン植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。
- ア 当該生果実を所有し、又は管理する者に対し、<u>チチュウカ</u> <u>イミバエ</u>が発見された荷口全量の廃棄又は返送を命ずること
- イ <u>チチュウカイミバエ</u>が付着した原因について、アルゼンチン植物防疫機関と共同して調査し、その原因が判明するまでは、以後の輸入検査を中止すること。